平成２１年（フ）第５０００号
大阪府四條畷市中野新町９番16号、住民票上の住所大阪府四條畷市大字中野256番地の14
債務者　林　イツ子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００５号
大阪市平野区長吉川辺１丁目１番15―201号
債務者　前田　　浩
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１２号
大阪府四條畷市大字清瀧388番地の13
債務者　溝口めぐみ（旧姓鹿田）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４５２号
堺市南区野々井829―２、住民票上の住所堺市南区野々井829番地
債務者　辻本　和子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
堺市北区東浅香山町１丁42番地
債務者　入江みゆき
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７１９号
堺市西区上野芝向ヶ丘町５丁16番８号
債務者　みゆき美容室こと　山口　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
大阪府藤井寺市川北２―４―12　松宮ハイツ１番館205号室、住民票上の住所大阪府藤井寺市川北３丁目３番18号
債務者　藤堂　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７２号
北海道室蘭市山手町３丁目３番17―302号
債務者　権堂　哲也
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
北海道伊達市舟岡町187番地17　ピュアコート102号室
債務者　秋山　弓子（旧姓高屋敷）
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
北海道虻田郡豊浦町字東雲町124番地６　東雲団地Ｂ―24
債務者　藤原　まり
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
北海道虻田郡豊浦町字旭町60番地29
債務者　竹村千恵子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
北海道室蘭市中島町２丁目29番６―503号
債務者　小田川美樹
1　決定年月日時　平成21年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
新潟県村上市若葉町12番30号　ニューリーブＡ
債務者　小野　三男
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第６３号
新潟県村上市岩船上大町２番32号
債務者　佐久間左千子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第７３号
新潟県岩船郡関川村大字上野56番地
債務者　佐藤　史昭
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第７６号
新潟県新発田市新栄町１丁目７番５号　ロイヤルアベニュー102
債務者　髙橋　国仁
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第５６８号
大阪府泉佐野市高松西２丁目2493番地の８
債務者　阪口尉津子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
兵庫県多可郡多可町中区森本791番地49
債務者　紅葉谷佳子
1　決定年月日時　平成21年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
神戸地方裁判所社支部